



# 佐賀県公報

平成16年  
9月15日  
(水曜日)  
第12507号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (五九八・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (五九九・ ) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (六〇〇・長寿社会課) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (六〇一・ ) 五
- 解除予定保安林 (六〇二・森林整備課) 六
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 六
- 肥料の登録 (園芸課) 九
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 九
- 換地処分 (農地整備課) 九
- 換地処分届出 ( ) 九
- ( ) 九

## 告示

### ●佐賀県告示第五百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年九月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小副川外科

所在地 佐賀市神園三丁目四番五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスおそえがわ

所在地 佐賀市神園三丁目四番五号

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十六年七月六日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有会社こころ

所在地 唐津市佐志百一番地八十三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターこころ

所在地 唐津市佐志百一番地八十三

サービスの種類 通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十六年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人整和会

所在地 唐津市和多田天満町一丁目二番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 通所リハビリセンター副島整形外科

所在地 唐津市和多田天満町一丁目二番一号

サービスの種類 通所リハビリテーション

四 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有会社ライフ・エイド

<p>(三) 所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 L.A.彩花</p>	<p>所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六 サービスの種類 訪問介護</p>	<p>五 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>名称 医療法人光仁会</p>	<p>所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>名称 大川野クリニック</p>	<p>所在地 伊万里市大川町大川野三千四百四十三番地一</p>	<p>サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理 指導及び通所リハビリテーション</p>	<p>六 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>名称 社会福祉法人鶴丸会</p>	<p>所在地 伊万里市二里町八谷棚十三番地五</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>名称 社会福祉法人鶴丸会グループホームユートピア</p>	<p>所在地 伊万里市大川町大川野千六百四十七番地</p>	<p>サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p>	<p>七 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>名称 有限会社さわやか門前</p>	<p>所在地 鹿島市大字古枝千六百五十番地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>				
<p>名称 グループホーム門前</p>	<p>所在地 鹿島市大字古枝千六百五十番地</p>	<p>サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成十六年七月二十一日</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>名称 医療法人目達原整形外科</p>	<p>所在地 神埼郡三田川町大字吉田二千九百番地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>名称 医療法人目達原整形外科</p>	<p>所在地 神埼郡三田川町大字吉田二千九百番地</p>	<p>サービスの種類 通所リハビリテーション</p>	<p>九 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>名称 医療法人社団如水会</p>	<p>所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>名称 佐藤医院通所リハビリテーション「楽しみ」</p>	<p>所在地 三養基郡三根町大字市武千三百三十一番地九</p>	<p>サービスの種類 通所リハビリテーション</p>	<p>十 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>名称 社会福祉法人歌垣福祉会</p>	<p>所在地 杵島郡白石町大字馬洗二千五百七十七番地九</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>名称 グループホームうたがきの里</p>	<p>所在地 杵島郡白石町大字築切二百六十四番地一</p>	<p>サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p>

## ●佐賀県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年九月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小副川外科

所在地 佐賀市神園三丁目四番五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 居宅介護支援事業所おそえがわ

所在地 佐賀市神園三丁目四番五号

二 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフ・エイド

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 L・A彩花

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

三 (一) 指定年月日 平成十六年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人千鳥会石橋整形外科

所在地 鳥栖市桜町千四百六十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ケアプランサービスつばさ

所在地 鳥栖市桜町千四百六十五番地一

## ●佐賀県告示第六百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人醇和会

所在地 杵島郡有明町大字戸ヶ里二千三百五十二番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人醇和会有島病院

所在地 杵島郡有明町大字戸ヶ里二千三百五十二番地三

二 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人鶴丸会

所在地 伊万里市二里町八谷棚十三番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 社会福祉法人鶴丸会訪問看護ステーション

所在地 伊万里市大川町大川野千六百四十七番地

サービスの種類 指定訪問看護

サービスの種類 指定訪問看護

三 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社グローバルインフォメーション

所在地 佐賀市鍋島町八戸溝千六百十八番地八

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 さがメディカル

所在地 佐賀市本庄町末次三十二番三十二号

サービスの種類 指定福祉用具貸与

四 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社在宅介護お世話宅配便

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスお茶しましよ神野

所在地 佐賀市神野東四丁目十三番七号

サービスの種類 指定通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アイリスケアセンター佐賀みなみ

所在地 佐賀市本庄町袋二百八十九番八号

サービスの種類 指定訪問介護

六 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人至誠身体障害生活介護支援センター

所在地 佐賀市田代二丁目七番四号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特定非営利活動法人至誠身体障害生活介護支援センター

所在地 佐賀市田代二丁目七番四号

サービスの種類 指定訪問介護

七 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社牧瀬工業

所在地 伊万里市二里町大里甲千八百五十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームこころ

所在地 伊万里市二里町中里甲九十七番地

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

八 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフアメニティ

所在地 佐賀郡久保田町新田三千八百三十番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社ライフアメニティデイホーム家族

所在地 佐賀郡久保田町新田三千八百三十番地六

サービスの種類 指定通所介護

九 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社あしたば

所在地 佐賀郡大和町久池井千五十一番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルプサービスゆうゆう

所在地 佐賀郡大和町久池井千五十一番地五

サービスの種類 指定訪問介護

十 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社あしたば

所在地 佐賀郡大和町久池井千五十一番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスゆうゆう

所在地 佐賀郡大和町久池井千五十一番地五

サービスの種類 指定通所介護

十一 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ケアサポート・KSN

所在地 東松浦郡相知町大字平山上乙千百九十六番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームおうち

所在地 東松浦郡相知町大字平山上乙千百九十六番地一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第六百一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定

居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人光仁会

所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 西田病院居宅介護支援事業所

所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二

二 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 アイリスケアセンター佐賀みなみ

所在地 佐賀市本庄町袋二百八十九番八号

三 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社こころ

所在地 唐津市佐志百一番地八十三

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所こころ

所在地 唐津市佐志百一番地八十三

四 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフアメニティ

所在地 佐賀郡久保田町新田三千八百三十番地六

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 有限会社ライフアメニティデイホーム家族

所在地 佐賀郡久保田町新田三千八百三十番地

五 (一) 指定年月日 平成十六年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社あしたば

所在地 佐賀郡大和町久池井千五十一番地五

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアサービスゆうゆう

所在地 佐賀郡大和町久池井千五十一番地五

●佐賀県告示第六百二二号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
平成十六年九月十五日  
佐賀県知事 古 川 康

- 一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
杵島郡北方町大字大崎字牟田船一六二九の一、一六四九の一、一六四九の五、字館一七四八の二から一七四八の三まで
- 一(二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 一(三) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 一(四) 解除予定に係る保安林の所在場所  
杵島郡北方町大字大崎字牟田船一六二九の一、一六四九の一、一六四九の五、字館一七四八の二から一七四八の三まで
- 一(五) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 一(六) 解除の理由  
指定理由の消滅

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年9月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イ オンスーパーセンター東与賀（本棟）  
佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉87番地1 他47筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ア 大規模小売店舗を設置する者  
イ オンソ九州株式会社  
代表取締役 松井 博史  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(ア) イオン九州株式会社  
代表取締役 松井 博史  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
(イ) その他 未定
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年4月21日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
17,400平方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数  
敷地北側建物北側 249台  
敷地北側建物西側 794台  
敷地南側建物東側 86台  
敷地南側建物西側 220台

<p>別敷地平面駐車場 19台</p> <p>合計 1,368台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数 店舗周辺 255台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>敷地北側建物内北側 207平方メートル 敷地北側建物内北側 165平方メートル 敷地南側建物内東側 82平方メートル 合計 454平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>敷地北側建物内北側 39立方メートル 敷地北側建物内南側 65立方メートル 敷地南側建物内東側 15立方メートル 合計 119立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(イ) イオン九州株式会社</p> <p>24時間</p> <p>(ロ) その他</p> <p>24時間</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>24時間</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>敷地北側 2か所 敷地西側 1か所 敷地南側 1か所 別敷地北側 1か所</p>	<p>合計 5か所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>24時間</p> <p>2 届出年月日 平成16年8月20日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年9月15日から 平成17年1月14日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成16年9月15日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンスーパーセンター東与賀（別棟） 佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉150番地1 他5筆</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を</p>
--	--

行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 大規模小売店舗を設置する者  
イ オン九州株式会社  
代表取締役 松井 博史  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(ア) イオン九州株式会社  
代表取締役 松井 博史  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
(イ) その他 未定
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年4月21日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,400平方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数  
店舗周辺 162台  
イ 駐輪場の位置及び収容台数  
敷地北側 40台  
ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
敷地北側建物東側 81平方メートル  
敷地南東側建物東側 54平方メートル  
敷地南側建物南側 54平方メートル  
敷地南西側建物南側 54平方メートル  
合計 243平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
敷地北側建物内東側 10立方メートル

- 敷地南東側建物内東側 5立方メートル  
敷地南側建物内南側 5立方メートル  
敷地南西側建物内南側 5立方メートル  
合計 25立方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(ア) イオン九州株式会社  
24時間  
(イ) その他  
24時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
敷地北側 1か所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
平成16年8月20日
- 3 関係書類の縦覧  
(1) 縦覧場所  
佐賀県農林水産商工本部商工課  
(2) 縦覧期間  
平成16年9月15日から  
平成17年1月14日まで
- 4 その他  
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した



意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成16年9月15日

佐賀県知事 古 川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者		登録年月日
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第712号	副産動物質肥料	6.0フイッジュソルブル	窒素全量6.0%		株式会社タナカ	鹿島市大字納富分4321	平成16年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年9月15日

佐賀県知事 古 川 康

- 開発区域に含まれる地域の名称  
神埼郡三田川町大字豆田字松角2103番5、2103番6、2104番1、2104番2及び2105番20
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
佐賀市多布施四丁目20番16号  
有限会社やかた商事

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）蔵木地区有ノ木換地区の換地計画に基づき、平成16年8月13日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法

（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成16年9月15日

佐賀県知事 古 川 康

七山村長 岡本研一から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、七山村営土地改良事業（経営構造対策）七山西部地区岩屋下換地区の換地処分を平成16年8月18日行った旨届出があった。

平成16年9月15日

佐賀県知事 古 川 康

七山村長 岡本研一から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、七山村営土地改良事業（経営構造対策）七山西部地区向へ換地区の換地処分を平成16年8月18日行った旨届出があった。

平成16年9月15日

佐賀県知事 古 川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月十五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画（株）